

## 議案第12号

### 北本市協働推進条例の制定について

北本市協働推進条例を次のように制定する。

平成24年2月20日 提出

北本市長 石 津 賢 治

### 北本市協働推進条例

#### (目的)

第1条 この条例は、市民等及び市長等の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定めることにより、住民自治の確立及び市民主役のまちづくりを実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (2) 市民 次に掲げる者をいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
  - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内の学校に在学する者
- (3) コミュニティ活動団体 コミュニティ活動（一定の地域に居住する者が、当該地域の共通の利益のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動をいう。）を行う団体をいう。

## 議案第 1 2 号参考資料

### 北本市協働推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市協働推進条例（平成 2 4 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、北本市協働パートナー登録申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の北本市協働パートナー登録申請書には、次の各号に掲げる申請をするものの区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 市民（市内に住所を有する者を除く。） 市内に事務所若しくは事業所を有し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内の学校に在学することを証する書類

(2) コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体（市民公益活動を行う個人を除く。） 次に掲げる書類

ア 規約又は会則

イ 役員名簿及び会員名簿

ウ 申請をする年度の前年度に係る収支決算書及び事業報告書

エ 申請をする年度に係る予算書及び事業計画書

オ アからエまでに掲げるもののほか、団体の運営に関する書類で、市長が必要と認めるもの

(登録決定通知)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、北本市協働パートナー登録可否決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(登録事項の変更)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の登録を受けた市民等（以下「登録市民等」という。）は、その登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、北本市協働パートナー登録事項変更届出書（様式第 3 号）に、当該変更

の内容を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録市民等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 市民等に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽の事実があるとき。
- (3) 登録市民等から申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、北本市協働パートナー登録取消決定通知書(様式第4号)により、当該登録を取り消された市民等に通知するものとする。

(協働事業の実施に係る公表)

第6条 条例第8条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(協働事業の実施予定及び実績の公表)

第7条 条例第10条第1項の規定による公表は、北本市広報発行規則(昭和37年規則第5号)に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

北本市協働パートナー登録申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

北本市協働推進条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり北本市協働パートナーの登録を申請します。

ふりがな		
氏名又は名称		
連絡先等	住所又は所在地	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	@
	ホームページ	
活動内容		
活動日時		
活動場所		
活動開始日	年 月 日	
情報紙	<input type="checkbox"/> 発行している（名称 回数 年 回）	
	<input type="checkbox"/> 発行していない	
他団体との連携	<input type="checkbox"/> 単独で市長と協働したい（理由 ）	
	<input type="checkbox"/> 他の団体と連携したい（理由 ）	
	<input type="checkbox"/> 状況により連携してもよい（理由 ）	

備考 個人にあっては別紙 1 を、コミュニティ活動団体にあっては別紙 2 を、市民公益活動団体にあっては別紙 3 を添付してください。

別紙 1 (個人用)

これまでの 市民活動実 績及び今後 の活動予定	
特 技	
市長との協 働に対する 考 え 方	
そ の 他	



別紙 3 (市民公益活動団体用)

ふりがな	
代表者名	
活動の種類	<input type="checkbox"/> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 <input type="checkbox"/> 2 社会教育の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 3 まちづくりの推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 4 観光の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 5 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 7 環境の保全を図る活動 <input type="checkbox"/> 8 災害救援活動 <input type="checkbox"/> 9 地域安全活動 <input type="checkbox"/> 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 11 国際協力の活動 <input type="checkbox"/> 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 <input type="checkbox"/> 13 子どもの健全育成を図る活動 <input type="checkbox"/> 14 情報化社会の発展を図る活動 <input type="checkbox"/> 15 科学技術の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 16 経済活動の活性化を図る活動 <input type="checkbox"/> 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 <input type="checkbox"/> 18 消費者の保護を図る活動 <input type="checkbox"/> 19 1～18に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <input type="checkbox"/> 20 その他の活動 ( )
会員数	
法人格	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> その他の法人 ( )
入会条件	
会費	
その他	

様式第2号（第3条関係）

北本市協働パートナー登録可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けの登録の申請について次のとおり決定したので、北本市協働推進条例第7条第2項の規定により通知します。

決定内容  
理 由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北本市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



様式第3号（第4条関係）

北本市協働パートナー登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

北本市協働パートナー登録の内容に変更が生じたので、北本市協働推進条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日等 年 月 日付け 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由

様式第4号（第5条関係）

北本市協働パートナー登録取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市長



北本市協働パートナー登録を取り消したので、北本市協働推進条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 登録年月日等 年 月 日付け 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 取消しの理由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北本市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(4) 市民公益活動団体 市民公益活動（不特定かつ多数のものの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。）を行う団体又は個人をいう。

ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動

(5) 市民等 市民、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体をいう。

(6) 協働事業 市民等及び市長等が、対等の立場で共通の目標に向けて協力して実施する事業をいう。

（基本原則）

第3条 協働は、市民等及び市長等が、互いの特性を理解して行うものとする。

2 協働は、市民等及び市長等が、単独では成し得ない効果をあげることを目指して行うものとする。

3 協働は、市民等及び市長等の相互が、役割を分担し、及び応分の責任を明確にして行うものとする。

4 協働は、市民等及び市長等が、公正性及び透明性を確保して行うものとする。

（市長等の責務）

第4条 市長等は、市民等が協働によるまちづくりに積極的に参加することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、協働に関し、職員の意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自らが公共の担い手となり得ることを自覚し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(協働事業の提案)

第6条 市長等は、市民等に協働事業を提案することができる。

2 市民等は、市長等に協働事業を提案することができる。

3 前項の規定により提案する協働事業は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、協働事業の目的及び効果並びに当該協働事業を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

(登録)

第7条 前条第2項の規定により協働事業を提案しようとする市民等は、あらかじめ、市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、登録の可否を決定するとともに、当該申請をした市民等に通知しなければならない。

(協働事業の実施)

第8条 市長等は、第6条第2項の規定により協働事業が提案されたときは、当該協働事業について、市民等と協議し、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該協働事業の実施の可否を決定しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る協働事業に携わる市民等に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(協定の締結)

第9条 市民等及び市長等は、協働事業の実施に際しては、相互の役割、協働事業を実施する期間その他協働事業の実施に際し必要な事項について協定を締結しなければならない。

(協働事業の実施予定及び実績の公表)

第10条 市長は、当該年度の協働事業の実施予定及び前年度の協働事

業の実績を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により協働事業の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。  
(条例の見直し)

第11条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直さなければならない。  
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。